

5月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター ☎581・8500

●乳幼児健康診査・健康相談

種別	月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
4,5カ月児健康診査	5月24日(木)	13:30～14:30	平成29年12月、平成30年1月生	保健福祉総合センター	母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋
10カ月児健康相談	5月31日(木)	13:30～14:30	平成29年6月、7月生		
3歳児健康診査	5月17日(木)	13:30～14:00	平成26年11月生		

●パパママ学級

月日(曜日)	時間	場所	対象	持参する物
1日目 5月12日(土)	9:10～12:00	保健福祉総合センター	パパ・ママになられる方(妊娠16週以降の安定期の方) ※事前に電話でお申し込みください。	母子健康手帳、筆記用具
2日目 5月16日(水)	13:10～16:15			

●健診結果相談会

月日(曜日)	受付時間	場所	対象	持参する物
5月21日(月)	13:30～13:45	保健福祉総合センター	平成29年度に健診を受けた方で結果相談会を利用していない方	健診結果通知、健康手帳(お持ちの方)

※「健康相談」は4月から「健診結果相談会」として実施しています。健診結果の有効活用にお役立てください。
※事前に保健福祉総合センターへお申し込みください。

●こころの健康相談

月日(曜日)	時間	場所	対象
5月23日(水)	13:30～14:30	保健福祉総合センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者 ※事前にお申し込みください。

●歯科イベント

月日(曜日)	時間	場所	対象
5月27日(日)	9:00～12:00	保健福祉総合センター	歯周疾患検診や歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物塗布などを予定しています。申し込み等の詳細は、本誌5月号に掲載します。

●ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)

月日(曜日)	時間	対象	場所	内容
5月11日、18日、25日※(各金曜日)	16:00～17:00	町内在住の方	保健福祉総合センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。
5月17日、31日※(各木曜日)	10:00～11:00		総合体育館・アタゴ記念館 剣道場	

※5月はすべて自主活動日となります。

健康ひろば

Health is better than wealth

みんな健康! 元気・いきいき寄居町!

ワソポイント
アドバイス
みんなに知ってほしい! 不妊・不育症について

健康福祉課保健指導班

不妊とは妊娠を希望していても一年以上、自然に妊娠しないことをいいます。出生動向調査では、約3割の夫婦が不妊の心配をしたことがあると回答しています。不妊の原因はさまざまですが、主な原因は次のとおりです。



男性	女性
①加齢による精子の機能低下	①加齢による卵子の質の低下
②精子をつくる働きに問題がある	②ホルモンバランスの乱れにより排卵しない
③精管が狭い、ふさがっている	③卵管が狭い、ふさがっている
④勃起や射精といった性機能に問題がある	④子宮内の粘膜が精子の動きを妨げる

不妊の原因は、男性側、女性側双方にあると考えられるため、不妊検査を受ける際は、夫婦共に受けることが原則となります。また、不妊治療は早めの治療が効果的といわれています。治療方法としては、排卵日を予測しタイミングの指導を受ける「タイミング指導」、排卵に合わせて精子を子宮に注入する「人工授精」、卵子を体外に採り出し精子と自然受精させる「体外受精」、体外に採り出した卵子に直接精子を刺し入れ受精させる「顕微授精」等があります。「体外受精」や「顕微授精」といった特定不妊治療は、要件を満たすと埼玉県不妊治療助成事業等を利用できます。詳しくは県健康長寿課のホームページをご覧ください。

町ではお子さんを望むご夫婦に対して、夫婦そろって指定医療機関、または助成対象医療機関等で受けた不妊検査および不育症検査費用を助成します。詳細は本誌18頁、または町公式ホームページをご覧ください。

不妊検査費・不育症検査費を助成します!

■問い合わせ
保健福祉総合センター ☎581・8500

町では、お子さんを望むご夫婦に対し、夫婦そろって指定医療機関、または助成対象医療機関等で受けた不妊検査および不育症検査の費用を助成します。医療機関については、県健康長寿課のホームページをご覧ください。

- 対象
 - 次のすべてに該当する方
 - 助成金の申請時に夫婦の双方、または一方が町の住民基本台帳に登録されていること
 - 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
 - 町税の滞納がないこと

- 申請期間
 - 原則として不妊検査および不育症検査期間終了日の属する年度内

- 助成金額・回数
 - 1組の夫婦につき、不妊検査および不育症検査それぞれ2万円を上限に1回限り

- 対象の検査
 - 夫婦共に指定医療機関、指定医療機関と連携する泌尿器科、または助成対象医療機関で受けたもの
 - ※不育症検査は、妻のみの検査であっても該当
 - 検査開始日から1年以内のもの
 - 特定不妊治療助成金等、ほかの助成金を受けていないもの
- 申請方法
 - 助成金支給申請書に必要な書類を添えて、保健福祉総合センターへ申請してください。申請書は保健福祉総合センターに備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。必要書類についてはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。



年金特報 一年金についての情報を毎月お届けー 今月は「学生納付特例制度」について

国民年金保険料変更のお知らせ
国民年金保険料が、4月から150円引き下げられ、月額1万6,340円になりました。
学生納付特例制度をご利用ください!
学生で本人の所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予され、後払いできる制度です。

- 対象期間
 - 平成30年4月(または20歳到達月)～平成31年3月末(他年度の期間で申請を希望する場合はご相談ください)

- 対象
 - 大学等『学校教育法』に規定する各種学校に在学の方
- 必要なもの
 - 認印、年金手帳、学生証または在学証明書

- 審査結果について
 - 申請から約3カ月後に送付されます。申請後に、国民年金保険料の納付書が届くことがありますが、納付せずに審査結果が届くまで保管してください。

- 承認期間について
 - 対象となった期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。後払い(追納)できる期間(10年以内)に納めることで、老齢基礎年金の保険料納付済期間となります。なお、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金等を受け取るために必要な期間の対象となります。
 - ※引き続き制度を利用する場合でも、年度ごとに申請が必要です。
 - ※申請には期限がありますのでご注意ください。

- 申し込み・問い合わせ
 - 熊谷年金事務所 ☎522・5012、または町民課 ☎581・2121内線112)
 - ※問い合わせの際、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。